

公益社団法人日本装削蹄協会役員の報酬等の支給に関する規程

制定 平成24年11月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本装削蹄協会（以下「本会」という。）定款第29条の規定に基づき、常勤役員及び非常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事とする。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とし、週3日以上本会の業務に従事する役員とする。
- (3) 役員報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び役員慰労金をいう。

(報酬額等)

第3条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員に対し支給する報酬は、理事会及び総会出席謝金とし、その額は理事会及び総会への出席の都度1日あたり10,000円(税込)以内とする。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、その都度1日あたり10,000円(税込)以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員に対しては、報酬を支給しないことがある。

4 第1項及び第2項に定める報酬のほか、役員に対しては、別に定めるところにより通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月22日(その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日)とする。

3 非常勤役員に対する報酬については、理事会及び総会への出席等の都度支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第6条 常勤役員(会長を除く。)が退任した場合には、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第7条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の規定の例による。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事に関しては監事による協議で、それぞれ別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(廃止規定)

2 社団法人日本装蹄師会役員の報酬等の支給に関する規程(平成22年12月3日制定)は、この規程の施行をもって廃止する。

別表

役職	本俸月額 円以内	役員手当 円以内	備考
会長	150,000	-	
常務理事	634,100	288,000	